

モデル宿泊約款 改正案のポイント

旅館業法（昭和 23 年法律第 138 号）の改正を受け、モデル宿泊約款の一部を以下のとおり改正した。

○施設における感染防止対策への協力の求め（第 4 条の 2）

- ・ 宿泊事業者は、宿泊しようとする者に対し、体温や健康状態の報告等、旅館業法第 4 条の 2 第 1 項の規定による協力を求めることができることとした。

○宿泊契約締結の拒否（第 5 条）

- ・ 宿泊拒否事由（伝染性の疾病にかかっていると明らかに認められるとき）を「特定感染症の患者等であるとき」と明確化した。（第 5 条（6））
- ・ 宿泊しようとする者が、その実施に伴う負担が過重であって他の宿泊者に対する宿泊に関するサービスの提供を著しく阻害するおそれのある要求として旅館業法施行規則第 5 条の 6 で定めるものを繰り返したとき、宿泊契約の締結を断ることができることとした。（第 5 条（8））

○宿泊契約の解除（第 7 条）

- ・ 契約解除事由（伝染性の疾病にかかっていると明らかに認められるとき）を「特定感染症の患者等であるとき」と明確化した。（第 7 条（4））
- ・ 宿泊客が、その実施に伴う負担が過重であって他の宿泊者に対する宿泊に関するサービスの提供を著しく阻害するおそれのある要求として旅館業法施行規則第 5 条の 6 で定めるものを繰り返したとき、宿泊契約を解除することができることとした。（第 7 条（6））

○宿泊の登録（第 8 条）

- ・ 宿泊者名簿に記載する事項として「職業」を削除し、「連絡先」を追加した。

○その他、所要の改正を行った。